

# 公益社団法人黒石青年会議所役員報酬規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、定款第25条に規定する正会員の資格を有しない監事の報酬の支給基準について定めたものである。

### (報酬の支給)

第2条 正会員の資格を有しない監事の報酬は、次のとおりとする。

(1) 報酬は、日当による。

(2) 報酬の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき20,000円を上限に総会の決議を経た額とする。ただし、当該監事が報酬の受領を辞退した場合は、これを支給しない。

(3) 支給の方法は、出席の都度、現金とする。

## 附則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。